

合併協議会だより

平成16年11月24日(水)開催の**第2回合併協議会**において、23協
定項目が決定されました。

協議事項

新町の名称及び事務所の位置については、その決定方法が決定され、第3回合併協議会
で協議することとなりました。

協議第11号 新町の名称の決定方法について

- 1 新町の名称の選定に当たっては、住民公募は行わない。
- 2 新町の名称については、地域の歴史、文化、地理的イメージ、知名度等を考慮し、合併協議会で決定する。

協議第12号 新町の事務所の位置の決定方法について

- 1 新町の事務所は、現庁舎を活用することとし、分庁方式とする。
- 2 新町の事務所の位置は、住民の利便性等を考慮し、合併協議会で決定する。

協議事項(決定された協定項目)

協議第13号 協定項目10 地方税の取扱いについて

- 1 個人市町村民税
 - (1) 均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。
 - (2) 所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
 - (3) 特別徴収、普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
 - (4) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- 2 法人市町村民税
 - (1) 均等割、法人税割の税率は、2村で同一のため、現行のとおりとする。
 - (2) 減免については、合併時に再編する。
- 3 固定資産税
 - (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
 - (2) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
 - (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。